

スタートアップ支援事業補助金のご案内

◇補助内容 新型コロナウイルス感染症の影響が及び中、市内において新規創業または第二創業をする者を支援するため、創業に係る経費の一部を補助します。

※事業実施前の申請及び交付決定が必要です。

◇対象者 次の条件をすべて満たす者

(1) 市内において新規創業または第二創業をする者であること。

新規創業	・事業を営んでいない個人が新たに事業を起すこと。 ・事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。（設立する法人は中小企業基本法上の中小企業であること）
第二創業	・すでに事業を営んでいる個人または法人がこれまで営んでいた事業の属する業種とは異なる業種（日本標準産業分類の中分類が異なる業種）へ転換や進出すること。

※ ただし、農業（園芸サービスを除く）、林業（素形材産業、素形生産サービスを除く）、フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条で規定する事業、公序良俗に反する事業など市長が適切でないとする事業は対象外となります。

(2) 個人においては市内に住所を有する者、法人においては市内に事業所を有する者で、創業前及び創業後の企業規模が中小企業基本法上の中小企業であること。

(3) 創業後、3 年以上事業を継続すること。

(4) 大垣ビジネスサポートセンター（ガキビズ）の指導を受けていること。

(5) 大垣商工会議所において中小企業診断士の指導及び経営支援員の相談を受けていること。

(6) 市税等の滞納がないこと。

(7) 大垣市暴力団排除条例に該当する法人または個人でないこと。

◇補助金額 補助対象経費（税抜金額）の 2 分の 1 の額とし、**100** 万円（1 回限り）を上限とします。

◇対象事業 (1) 創業に関する事業

- ① 工事費（外構工事を除く）
- ② 設備費
- ③ 設計費
- ④ 備品購入費（机、いす、冷暖房器具、PC、印章類など）
- ⑤ 広告宣伝費
- ⑥ その他、創業に必要な経費

◇申請期間 令和3年4月1日から令和3年12月28日まで ※当日消印有効

- ◇必要書類
- (1) 大垣市スタートアップ支援事業補助金申請書（第1号様式）
 - (2) 創業計画書（別紙1）及び収支予算書兼補助対象経費積算明細書（別紙2）
（経費積算根拠を確認できる見積書等を添付してください）
 - (3) 市内に事業所を有する法人又は個人事業主（市内に住所を有している者に限る）
であることが分かる書類（履歴事項全部証明書、直近の所得税確定申告書の控え
の写し、創業する者である場合は住民票）
 - (4) 市税の完納証明書
 - (5) 大垣市スタートアップ支援事業補助金からの暴力団排除に関する確約書（第2
号様式）
 - (6) 身分証のコピー（免許証など顔写真、現住所が記載で有効期限内であるもの）
- ※申請書等の様式は、商工観光課の窓口にてお渡しします。

◇申請方法 持参または郵送によりご提出ください。
宛先：〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市経済部商工観光課（☎47-8596）

◇実績報告 **必ず、事業完了後30日以内、または令和4年3月31日（木）のいずれか早い日ま
でに、実績報告書（第6号様式）及び添付書類を用いて実績報告を行ってください。**

- ◇留意事項 補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。
- (1) 補助事業の**内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要**です。
 - (2) 経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。

◇補助金交付の流れ

